特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
宇土市は、住民基本台帳に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
宇土市長

公表日
令和5年12月7日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	住民基本台帳は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 宇土市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カードを用いたコンビニでの住民票の写し等の交付 ⑪個人番号カード等を用いた本人確認 ⑫個人番号が漏えいし、不正に利用される恐れがある場合、住民からの請求又は職権による個人番号の変更 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により事務の一部を機構に委任するため、機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	1. 総合行政システム住民票　2. 住基ネットCS　3. 団体内統合宛名システム　4. 中間サーバ　5. コンビニ交付システム

2. 特定個人情報ファイル名
(1) 住民基本台帳ファイル, (2) 本人確認情報ファイル, (3) 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住基法 （令和4年6月22日法律第77号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求による住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第15条の2（除票簿） ・第15条の3（除票の記載事項） ・第15条の4（除票の写し等の交付） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	（情報照会） なし（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。） （情報提供） ・番号法第19条第8号別表第2　1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、20条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2の2、31条の3、32条、33条、37条、38条、39条、40条、41条、43条、43条の3、43条の4、44条の5、45条、47条、48条、49条、49条の2、53条、54条、55条、56条、57条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部市民保険課
②所属長の役職名	市民保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇土市市民環境部市民保険課　〒869-0492　熊本県宇土市浦田町51番地　宇土市　市民保険課 0964-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宇土市市民環境部市民保険課　〒869-0492　熊本県宇土市浦田町51番地　宇土市　市民保険課 0964-22-1111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年11月10日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年11月10日 時点
3. 重大事故		
過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月5日	Ⅰ．3. 個人番号の利用（法令上の根拠）	【略】 2. 住基法 （令和2年6月24日法律第61号施行時点） 【略】	【略】 2. 住基法 （令和3年6月18日法律第82号施行時点） 【略】	事後	変更は，法令上の根拠のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和2年11月9日	Ⅰ．4. ②法令上の根拠	【略】 （情報提供） ・番号法第19条第7号別表第2 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（令和2年内閣府・総務省令第8号）第1条，2条，3条，4条，6条，7条，8条，10条，12条，13条，14条，16条，20条，22条，22条の3，22条の4，23条，24条，24条の2，24条の3，25条，26条の3，27条，28条，31条，31条の2，31条の3，32条，33条，37条，38条，39条，40条，41条，43条，43条の3，43条の4，44条の2，45条，47条，48条，49条，49条の2，53条，54条，55条，56条，57条，58条，59条，59条の2の2，59条の2の3，59条の3	【略】 （情報提供） ・番号法第19条第7号別表第2 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（令和2年内閣府・総務省令第8号）第1条，2条，3条，4条，6条，7条，8条，10条，12条，13条，14条，16条，20条，22条，22条の3，22条の4，23条，24条，24条の2，24条の3，25条，26条の3，27条，28条，31条，31条の2，31条の3，32条，33条，37条，38条，39条，40条，41条，43条，43条の3，43条の4，44条の3，45条，47条，48条，49条，49条の2，53条，54条，55条，56条，57条，58条，59条，59条の2の2，59条の2の3，59条の3	事後	変更は，法令上の根拠のみであり，しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月5日	Ⅰ．4. ②法令上の根拠	（情報照会） なし（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。） （情報提供） ・番号法第19条第7号別表第2 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第1条，2条，3条，4条，6条，7条，8条，10条，12条，13条，14条，16条，20条，22条，22条の3，22条の4，23条，24条，24条の2，24条の3，25条，26条の3，27条，28条，31条，31条の2，31条の3，32条，33条，37条，38条，39条，40条，41条，43条，43条の3，43条の4，44条の3，45条，47条，48条，49条，49条の2，53条，54条，55条，56条，57条，58条，59条，59条の2の2，59条の2の3，59条の3	（情報照会） なし（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。） （情報提供） ・番号法第19条第8号別表第2 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第1条，2条，3条，4条，6条，7条，8条，10条，12条，13条，14条，16条，20条，22条，22条の3，22条の4，23条，24条，24条の2，24条の3，25条，26条の3，27条，28条，31条，31条の2，31条の3，32条，33条，37条，38条，39条，40条，41条，43条，43条の3，43条の4，44条の3，45条，47条，48条，49条，49条の2，53条，54条，55条，56条，57条，58条，59条，59条の2の2，59条の2の3，59条の3	事後	変更は，根拠法令の改正に伴う号ずれのみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月5日	Ⅱ．1（いつ時点の計数か）	令和2年11月9日　時点	令和3年11月5日　時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断の結果に変更がないため
令和3年11月5日	Ⅱ．2（いつ時点の計数か）	令和2年11月9日　時点	令和3年11月5日　時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断の結果に変更がないため
令和4年11月4日	Ⅰ．3. 個人番号の利用（法令上の根拠）	【略】 2. 住基法 （令和3年6月18日法律第82号施行時点） 【略】	【略】 2. 住基法 （令和4年6月22日法律第77号施行時点） 【略】	事後	変更は，法令の施行時点の変更のみであり，しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月4日	Ⅰ．4．②法令上の根拠	（情報照会） なし（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。） （情報提供） ・番号法第19条第8号別表第2 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第1条，2条，3条，4条，6条，7条，8条，10条，12条，13条，14条，16条，20条，22条，22条の3，22条の4，23条，24条，24条の2，24条の3，25条，26条の3，27条，28条，31条，31条の2，31条の3，32条，33条，37条，38条，39条，40条，41条，43条，43条の3，43条の4，44条の3，45条，47条，48条，49条，49条の2，53条，54条，55条，56条，57条，58条，59条，59条の2の2，59条の2の3，59条の3	（情報照会） なし（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。） （情報提供） ・番号法第19条第8号別表第2 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第1条，2条，3条，4条，6条，7条，8条，10条，12条，13条，14条，16条，20条，22条，22条の3，22条の4，23条，24条，24条の2，24条の3，25条，26条の3，27条，28条，31条，31条の2の2，31条の3，32条，33条，37条，38条，39条，40条，41条，43条，43条の3，43条の4，44条の5，45条，47条，48条，49条，49条の2，53条，54条，55条，56条，57条，58条，59条，59条の2の2，59条の2の3，59条の3	事後	変更は，根拠法令の改正に伴う条ずれのみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年11月4日	Ⅱ．１（いつ時点の計数か）	令和３年１１月５日　時点	令和４年１１月４日　時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断の結果に変更がないため
令和4年11月4日	Ⅱ．２（いつ時点の計数か）	令和３年１１月５日　時点	令和４年１１月４日　時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断の結果に変更がないため
令和5年11月10日	Ⅱ．１（いつ時点の計数か）	令和４年１１月４日　時点	令和5年11月10日　時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断の結果に変更がないため
令和5年11月10日	Ⅱ．２（いつ時点の計数か）	令和４年１１月４日　時点	令和5年11月10日　時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断の結果に変更がないため